

## 令和6年第4回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和6年12月10日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第 6号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書  
議第117号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第118号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第119号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第120号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第121号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第134号 令和6年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)  
議第135号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)
- 4 出席委員(7名)
  - 1番 魚 野 ル ミ 君
  - 2番 尾 形 修 平 君
  - 3番 鈴 木 いせ子 君
  - 4番 菅 井 晋 一 君
  - 5番 野 村 美佐子 君
  - 6番 富 樫 雅 男 君
  - 7番 高 田 晃 君
- 5 欠席委員(なし)
- 6 地方自治法第105条による出席者  
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員(1名)  
川 村 敏 晴 君
- 8 オブザーバーとして出席した者(なし)
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
総 務 課 長	長谷部 俊 一 君
同 課 参 事	田 中 和 仁 君
同 課 人 事 管 理 室 長	川 崎 健 一 君
同 課 人 事 管 理 室 係 長	佐 藤 権 一 君
同 課 総 務 管 理 室 副 参 事	本 保 敦 志 君
同 課 危 機 管 理 室 長	矢 部 和 貴 君
同 課 情 報 管 理 室 長	須 貝 正 人 君
財 政 課 長	榎 本 治 生 君
同 課 契 約 検 査 室 長	立 花 強 君
同 課 財 務 管 理 室 長	成 田 大 介 君
同 課 財 務 管 理 室 係 長	鈴 木 郁 君

同課財務管理室係長	小田貴文君
企画戦略課長	山田美和子君
会計管理者	大滝豊君
消防長	田中一栄君
消防本部次長	瀬賀誠君
消防本部総務課長	遠山泰紀君
選管・監査事務局長	木村俊彦君
教育長	遠藤友春君
学校教育課長	小川智也君
同課参事	今井雅仁君
同課教育総務室長	鈴木祐輔君
同課教育総務室副参事	大矢かおり君
同課未来の学校創造室長	中山晴剛君
同課未来の学校創造室係長	平方和弥君
同課未来の学校創造室係長	鍋倉直也君
生涯学習課長	平山祐子君
同課社会教育推進室長	片岡昌幸君
同課スポーツ推進室長	佐藤克也君
同課スポーツ推進室主幹	菅原和英君
同課文化行政推進室長	吉井雅勇君
同課教育情報センター長	加藤涉君
荒川支所長	平田智枝子君
神林支所長	瀬賀豪君
朝日支所長	五十嵐忠幸君
山北支所長	大滝きくみ君
都市計画課長	大西敏君
同課参事	小野道康君

10 議会事務局職員

局長	内山治夫
次長	鈴木涉

(午前10時00分)

委員長(高田 晃君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第6号について請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程どおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(高田 晃君)請願者代理人(新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長 小柳 輝氏)を入室させる。

**日程第1** 請願第6号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時

間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書を議題とし、紹介議員（川村敏晴君）から補足説明を受けた後、請願者代理人（新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長小柳 輝氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

（補足説明）

川村 敏晴 皆様、おはようございます。本会議場でも申し上げましたとおり、今日は請願者側から趣旨説明、お越しになっていますので、十分御審議をいただき、ぜひ国の大切な教育機関をしっかり守れるような体制を取っていただけるような意見書を御理解いただきますようお願い申し上げます、紹介者からの挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りします。

委員長（高田 晃君） 暫時休憩を宣する。

（午前10時04分）

---

（午前10時32分）

委員長（高田 晃君） 協議会の開会を宣する。

（審 査）

高田委員長 これから審査に入ります。御意見のある方は発言願います。

菅井 晋一 今お話を聞いても非常に厳しい危機的な状況だということをよく理解できましたし、請願の内容については賛成したいと思います。以上です。

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のおり審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第6号は、起立全員にて採択すべものと決定した。

事務 局長 ただいま御採択すべきものと決定いただきました請願につきましては、最終日に議員発議をしていただく運びとなります。つきましては、本市議会の様式にのっとり、成文化したものを準備いたしておりますので、お帰りの際に御署名のほうをお願いいたします。以上です。

委員長（高田 晃君） 暫時休憩を宣する。

（午前10時34分）

---

委員長（高田 晃君） 理事者を入室させる。

委員長（高田 晃君） 委員会の再開を宣する。

（午前10時45分）

---

**日程第2** 議第117号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第118号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例制定について、議第119号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第120号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第121号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についての5議案を一括議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）  
総務 課長

おはようございます。それでは、議第117号から議第121号までの5議案につきまして、一括して御説明申し上げます。いずれも今年度の人事院勧告及び新潟県人事委員会の勧告を踏まえ、県の改正内容等に倣い、市議会議員をはじめ、職員等の給料、諸手当について改定するものであります。初めに、議第117号は村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、市議会議員の期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げるもので、令和6年12月期の期末手当については、現行1.7月から1.75月に、また令和7年度以降については支給月数を平準化し、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.725月にするものであります。次に、議第118号は、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、ただいまの議第117号と同様の改正内容により市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を引き上げるものであります。次に、議第119号は村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容につきましては、給料では若年層が在職する号給に重点を置いた上で全年齢層の引上げ改定を行うもので、平均改定率は行政職でプラス3.12%であります。期末勤勉手当では、現行の年間支給月数からそれぞれ0.05月引き上げ、令和6年12月期については、期末手当を1.275月に、勤勉手当を1.075月に改定するものであります。また、令和7年度以降については、6月期及び12月期の支給月数について平準化し、期末手当を1.25月に、勤勉手当を1.05月にそれぞれ改定するものであります。定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当につきましても、現行の年間支給率からそれぞれ0.025月を引き上げ、令和6年12月期については期末手当を0.7月に、勤勉手当を0.525月に、令和7年度以降については、6月期及び12月期の支給月数について平準化し、期末手当を0.6875月に、勤勉手当を0.5125月にそれぞれ改定するものであります。次に、議第120号は村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、会計年度任用職員の給料月額を令和6年4月1日に遡及し、引上げ改定を行うとともに、期末勤勉手当につきましても、支給月数を引き上げるものであります。改正後の期末勤勉手当支給月数は、現行の年間支給率からそれぞれ0.025月引き上げ、令和6年12月期については、期末手当を0.7月に、勤勉手当を0.525月に引き上げ、令和7年度以降については、6月期及び12月期の支給月数について平準化し、期末手当を0.6875月に、勤勉手当を0.5125月にそれぞれ改定するものであります。最後に、議第121号は村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、寒冷地手当の支給月数を引き上げるものであり、改正後の支給月額が扶養親族のある世帯主である職員を1万9,800円に、その他の世帯主である職員を1万1,400円に、その他の職員を8,200円にするものであります。説明は以上でございます。

（一括質疑）

菅井 晋一 すみません。初歩的なことでちょっと聞きづらいのですけれども、寒冷地手当の支給の対象となる職員というのはどういう職員でしょうか。

総務 課長 こちらについては地域指定がございまして、当村上市、関係する区域としますと関川村、これは消防の関川分署に勤務する職員が対象となっております。

菅井 晋一 ありがとうございます。

尾形 修平 今回のこの改定に伴って支出増えるわけだけでも、総額で幾らになります。総額出なかったら、1つずつでもいいけれども。

総務 課長 今回の大きいところでは常勤の一般職、それから会計年度任用職員ということで大きな額がございまして。補正額とは一致しませんので、あらかじめお断りしておきますが、影響額としますと、常勤の職員のところでは例えば共済負担金とか、そういったものもみんな含めまして約1億7,000万円、それから会計年度任用職員のところでは1億2,400万円ということで、合わせますと約3億円弱ということになります。

尾形 修平 我々もそうなのだけれども、今のこれ20日に議会通って、その後差額の分を支給すると思うのだけれども、単純な質問で悪いのだけれども、振込手数料って全職員になるわけだけれども、1回の振込でどのぐらいかかるものですか。かなりの金額になると思うのだけれども。いや、把握していなければいいけれども、後でもし分かっていたら教えてもらえますか。

総務 課長 振込手数料は、確かに今有料になってございますので、件数からしますと相当程度になるのですが、件数自体は全職員ということですので、毎月の給料、そういったものと大きく差はないのかなというふうに思っていますが、後ほど会計課のほうに確認した上で御報告したいと思います。

尾形 修平 終わります。

副 市 長 手数料の関係で、会計管理者から答弁あります。

会計管理者 給与に関しては、振込手数料かかってございませんので。

尾形 修平 我々もそうだけれども、今これ20日に議会通って、後に支給されるわけだ。そうすると、今までの例からすると、年内にその差額分が支給されていたと思うのだけれども、それに対する私が聞いたのは振込手数料なので、職員の振込日がいつなのだからというのは私承知していないから、それも含めて聞いたのだけれども、そういう、言っている意味分かります。

高田委員長 差額の振込手数料。

会計管理者 給与に関しては、振込手数料等は指定金融機関のほうで減免というか、免除されていきますので。

尾形 修平 我々のも。

会計管理者 そうなります。

尾形 修平 了解です。

(議第117号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第117号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、始めに議第117号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を

求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第117号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第118号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第118号討論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第118号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第118号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第119号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第119号討論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第119号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第119号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第120号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第120号討論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第120号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第121号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第121号討論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第121号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第121号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第134号 令和6年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(財政課長 榎本治生君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)  
財政課長 それでは、議第134号 令和6年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)につ

いて御説明をいたします。土地会計の8、9ページを御覧ください。初めに、歳入であります。第2款土地開発基金借入金6,971万7,000円は、村上駅周辺まちづくり事業の用地取得に係る土地開発基金からの借入金であります。次に、4款繰入金の一般会計繰入金は、今回の用地取得に当たり、土地開発基金で不足する分を積み立てるための財源として5,426万2,000円を一般会計から繰り入れるものであります。次に、10、11ページを御覧ください。続いて、歳出であります。1款財産取得費、1項1目土地取得費の土地取得事業経費は村上駅周辺まちづくり事業の用地取得に係る土地購入費と補償金であります。民間の土地所有者2名の方から2筆、合計で629.24平方メートルの土地を購入し、併せて敷地内の住宅1棟、物置1棟、その他工作物などについて補償を行うものであります。次に、2款諸支出金、1項1目土地開発基金費の土地開発基金積立金5,426万2,000円は、一般会計から繰り入れた金額を土地開発基金に一旦積み立てる予算ということであります。次に、戻りまして、4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費でございます。今回計上した土地購入費と補償金については、年度内に完了することができないため、翌年度に繰り越して使用することができる経費として設定をさせていただきました。以上でございます。

(質 疑)

- 野村美佐子 前回の説明を受けたときに、土地購入費の単価が平米2万6,000円と2万8,000円ですというふうにおっしゃったように記憶しているのですが、なぜ単価が違うのか教えていただいてもいいですか。
- 都市計画課長 それぞれ不動産鑑定をしていただいた結果であります。一般的に大きさとか形とかによって単価が若干違ってくるといふふうに鑑定のほうからお聞きしております。
- 尾形 修平 これ補償費で出ているわけだから、当然相手方が解体、整地して村上市に引き渡すということになると思うのだけれども、その引渡時期というのはいつを予定しています。
- 都市計画課長 こちらのほうが住居でありまして、その建て替え、別なところにおうちを建てまして、そちらのほうに住み替えるということになりますために契約から時間が非常にかかりまして、来年度の後半、令和7年の末ぐらいになるかと思いますが、その辺りまで時間はかかるというふうに想定しております。
- 菅井 晋一 土地開発基金の現在高といえますか、最終的にやり取りして現金で持つ分は幾らになりますか。
- 財政 課長 最終的にほかの物件等もありますので、最終的な現金については4,080万円ほどになる見込みであります。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立

による採決を行った結果、議第134号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第4** 議第135号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務課長 それでは、議第135号について御説明を申し上げます。こちらは、令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万円を追加し、予算の規模を4億7,580万円にしようとするものであります。補正の内容は、職員の人事異動、また給与改定に伴う人件費の調整であります。予算書の7ページ、8ページをお願いいたします。歳入では、第3款繰入金で一般会計繰入金40万円を計上いたしました。次に、次のページ、9、10ページをお願いいたします。歳出におきましては、第1款総務費で情報通信事業職員人件費43万円を追加し、第3款予備費で3万円を減額しようとするものであります。説明は以上でございます。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第135号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（高田 晃君）閉会を宣する。

（午前11時05分）